平成２５年（フ）第１３９号
福岡県久留米市城南町10番地50　古賀アパート201号、前住所福岡県久留米市長門石３丁目６番20号　レオパレス21ＧｒａｃｅＨｅｉｍ104号
債務者　濱崎　晃義
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１４３号
福岡県久留米市高良内町626－１　フィオーレ下谷201、住民票上の住所福岡県久留米市高良内町367番地10
債務者　山本　　恵
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１４５号
福岡県うきは市浮羽町山北461番地３
債務者　堀　　直子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１４６号
福岡県久留米市江戸屋敷２丁目23番12号　カサグランデⅡＢ201号
債務者　市村　葉子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３８８号
北九州市小倉南区上吉田３丁目22番22―205号
債務者　伊崎　里美
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８９号
佐賀県佐賀市新郷本町６番８号
債務者　中島　末信
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９０号
佐賀県佐賀市新郷本町６番８号
債務者　中島　早苗
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
佐賀県小城市三日月町長神田2697番地８、住民票上の住所佐賀県小城市三日月町久米188番地２
債務者　清水　政夫
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５８号
宮崎県小林市須木下田1265番地
債務者　小野千恵子（旧姓山野）
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第８８号
宮崎県延岡市浜町5428番地　びーどろハイム203
債務者　津隈　豊光
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第７３号
茨城県稲敷市橋向1198番地　エスペランサ106号室
債務者　福田　次展
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
茨城県牛久市南１丁目35番地10
債務者　植田　成彦
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
岐阜県美濃加茂市下米田町西脇411番地１
債務者　バルトロメ　チャールスこと　ＢＡＲＴＯＬＯＭＥ　ＣＨＡＲＬＥＳ　ＪＯＳＥＰＨ
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第３５６号
兵庫県芦屋市東芦屋町５番19号、前住所兵庫県芦屋市若葉町５番２―132号
債務者　住田　　靖
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７１号
兵庫県西宮市今津水波町12番19号、前住所兵庫県西宮市段上町２丁目20番14号
債務者　馬場　秀子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８２号
宮崎県延岡市恒富町３丁目３番地11
債務者　甲斐久美子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第８５号
宮崎県延岡市旭ケ丘３丁目６番地４
債務者　小田　英典
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで　宮崎地方裁判所延岡支部